別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、別府大学大学院学則に基づき、文学研究科及び食物栄養科学研究科 (以下「本研究科」という。)の授業科目の履修等について必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 本研究科の授業は、講義及び演習とし、授業科目、単位数は別表のとおりとする。 単位の基準は毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(授業実施基準)

第3条 授業は、毎週2時間とし、1年間にわたって行う。

(修了要件)

第4条 本研究科の博士前期課程又は修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、 次に掲げる各専攻区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修 士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

区分	日本語・日本文学専攻博士前期課程		
選択	日本文学、日本語学(演習を除く) 12 単位以上		
	演 習 同一科目8単位以上		

他専攻の科目を、担当教員の許可を得て履修することができる。許可を受けて履修し、 修得した単位については12単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位(32単 位以上)に含めることができる。

区分	史学・文化財学専攻博士前期課程		
選択	特殊研究 2科目8単位以上		
	演習 同一科目8単位以上		
	テーマ研究 4科目8単位以上		

「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、修得した単位については12単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位(32単位以上)に含めることができる。

区分	臨床心理学専攻修士課程		
必修	10科目20単位		
選択	AからEの各群から2単位以上計12単位以上		

他専攻の科目を、担当教員の許可を受けて履修し、修得した単位については12単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位(32単位以上)に含めることができる。

食物栄養科学研究科

区分	食物栄養学専攻修士課程
必修	研究基盤領域 2 単位、各研究領域の「特別研究」「特別演習」14 単位
選択	「栄養科学研究領域」を選択した場合、計14単位以上
	「食品科学研究領域」、「応用生物学研究領域」のいずれかを選択した場合、そ
	れらの各研究領域のうちから2単位以上、自ら選択した領域から6単位以上、計
	14単位以上

2 本研究科の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、次に掲げる区分 に従い12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最 終試験に合格することとする。

区分	日本語・日本文学専攻博士後期課程		
選択	特殊研究 同一科目 12単位		

区分	÷	史学・文化財学専攻博士後期課程				
選打	尺	特殊研究	司一科目	1 2 単位		

(登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の日までに研究科長に届け出なければならない。

(研究指導教員)

第6条 研究科委員会は、学生の研究課題に応じて研究指導教員を選出する。

(単位の認定)

- 第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の授業が終了した学年末に行う。
- 2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験または研究報告により行う。

(成績の評価)

- 第8条 各授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。
- 2 点数に対する評価は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90~100点	AA	合格
80~89点	A	合格
70~79点	В	合格
60~69点	С	合格
5 9 点以下	F	不合格

(登録の取消し)

- 第9条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全試験科目の登録を取り 消す。
- 2 受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

(追試験)

- 第10条 正当な理由によって学期末試験を受けることができなかった者に対しては、本 人の願い出により、詮議の上、追試験を行うことがある。
- 2 追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後所定の期間内にしなければならない。
- 3 追試験は1回だけ行い、その得点は90点を限度とする。

(学位の授与)

- 第11条 博士前期課程において所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には修士の学位を授与する。
- 2 博士後期課程において所定の単位を修得し、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には博士の学位を授与する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、本研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この規程は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。